

平成 23 年 8 月 26 日

バーゼル銀行監督委員会「グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件」に係る市中協議文書に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会から本年 7 月 19 日に公表された市中協議文書「グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントがバーゼル委員会におけるルール最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

【総論】

- ◇ 本件市中協議文書にて提示された、複数の指標の設定（indicator-based measurement approach）、複数のバケット区分の設定（bucketing approach）、段階的实施、の採用を強く支持する。

各行のリスクプロファイル等の違いを無視した一律的なサーチャージの導入は厳に避けるべき。

- ◇ グローバルにシステム上重要な銀行（G-SIBs）のもたらすリスクは、サーチャージによる資本規制だけでなく、各国における預金保険制度等の破綻処理法制や大口信用供与規制等によって軽減できると考えられる。

よって、各国における各種規制・制度の整備状況やビジネスモデルの特徴に応じて、各国当局による定性的な判断にも重点を置いた運営を行うべきである。

【各論】

1. 評価手法、バケット区分（Paragraph 14-55、68-72）

- ◇ 事業計画・業務戦略を立案する観点から、G-SIBs の評価手法は、自行の所属するバケット区分を十分に予測・計画できるものでなければならない。

指標ベースアプローチにおいて使用される分母データおよびカットオフ値・バケット基準値については、2014年1月以前においても決定後速やかな通知をお願いしたい。

- ◇ また、同様の観点から、予測不能な評価手法の大幅な修正は避けるべきである。

評価手法を見直す場合にも、金融機関の経営戦略・資本政策への重大な影響を配慮し、当局と金融機関の間の十分なコミュニケーションを踏まえて、規制の適用開始時期に猶予を設ける等の配慮が必要である。(Paragraph 69-70)

- ◇ また、システム上の重要性を低減するインセンティブを高める観点から、カットオフ値・バケット基準値の見直しの際には、恣意的な引き下げが行われないよう、透明かつ公正なプロセスが必要と考える。(Paragraph 69-70)

- ◇ 規模以外の要素でグローバルにシステム上重要な金融機関が見落とされないために、システム上の重要性のスコアの計算上、分母となるサンプル銀行の選定にあたっては、規模以外の評価指標カテゴリー（代替可能性や、国際的な活動、相互関連性、複雑性）を反映すべきである。(Paragraph 53)

- ◇ また、母集団の対象となる金融機関の予測可能性を担保するためにも、グローバルな選定基準を開示すべきと考える。(Paragraph 53)

- ◇ 「複雑性指標」における「レベル3資産」のうち、満期保有目的債券については、市場混乱時等においても投売りすることなく、市場や個別行への影響は限定されるため、その対象から除外されるべきである。(Paragraph 48)

- ◇ また、売却可能資産に含まれる国債は余剰資金の運用が大半であり、複雑性の増大を招くものではない。複雑性を評価する定量指標については、その他有価証券の中でも、その特質を踏まえた判断が必要である。(Paragraph 50-51)

- ◇ G-SIBs の選定及びバケットの決定手法として指標ベースアプローチが採用されているが、為替変動による影響は緩和するべきである。

例えば、米ドルベースで規模を判定することとなったケースを想定すると、円高になった場合、円ベースの規模は維持しているにも係わらず、本邦金融機関は米ドルベースで規模が大きくなったものと判定される可能性がある。

こういった事象だけでバケットが変動することは望ましくなく、母国通貨ベースでの変動率を加味する等、為替変動による影響を緩和する手法を検討すべきである。

2. 監督上の判断（各国独自規制との関連）（Paragraph 56）

- ◇ 各国規制の抽出及び分類方法が、国際合意と大きく異なる場合、海外展開を行う銀行は、結果的に双方の規制を満たすため、過度に保守的な運営をせざるを得ない。

各国が独自規制を設ける場合も、その抽出及び分類手法、並びに見直しの枠組みは、上記趣旨を踏まえて本合意と整合的なものとするべきであり、また、導入スケジュール（時期および段階導入）についても、本合意内容に沿ったものとするべきである。

- ◇ 再建・破綻処理計画（RRP）は母国当局と連携して策定するものであり、母国当局の要求を満たしているにもかかわらず、他国で不十分とされ、追加資本賦課のトリガーに抵触することは避けるべきである。

3. 上位バケット移行時における規制水準対応の猶予期間（Paragraph 93）

- ◇ 12ヶ月間という猶予期間については、上位バケットの規制水準に対応するために0.5%の普通株等 Tier1 を高めるためには、短期間に相当量の剰余金積み上げが必要となる。

十分な猶予期間や2年間での段階的な充足を認める等の、より現実的な利益水準に応じた期間設定が必要と考える。

- ◇ バーゼルⅢにおける資本の定義（Paragraph 80,84）と同様に、破綻処理や再編のための金融支援提供により規模が拡大し、上位バケットに移行する場合には、各国当局裁量による一定の経過措置等の柔軟な対応が必要と考える。

4. 開示 (Paragraph 68-72)

- ◇ G-SIBs 対象行と個別行のバケットの開示については、市場への影響も鑑み、市場への開示範囲については慎重な対応が必要と考える。
- ◇ G-SIBs 対象行に対しては、該当が決まった段階で当局から速やかに通知願いたい。
- ◇ G-SIBs 向けサーチャージの水準は、対象となる金融機関にとってだけでなく、社外流出制限により影響を受ける可能性のある投資家にとっても極めて重要な情報であると考えられる。したがって、金融安定理事会 (FSB) ・バーゼル委員会が投資家のニーズを踏まえた上で能動的に開示を行うことが望ましいと考える。
ただし、その場合もバケット内に含まれる銀行名の開示に限定すべきであり、指標ベースアプローチにおいて使用される分母のデータやカットオフ値、バケットの基準値の公表により、各行の具体的な評点やバケット内の序列などが推計され得ない範囲に留めるべきである。
- ◇ 投資家の直接的な関心事項は、各金融機関がどのバケットに位置しているか（追加的な損失吸収力要件をどの程度賦課されているか）にあることから、開示については、全ての項目について一律必須とするのではなく、各指標の基となるデータ等の補助的な情報は、各行の経営判断に委ねられるべきと考える。

5. データコレクション (Paragraph 68-72)

- ◇ 今後のデータコレクションにおける使用データや、実際の指標計算における使用データについては、金融機関の実態を踏まえつつ官民での対話の機会を十分に設けた上で実務的に対応可能な内容としていただきたい。

6. CoCos について (Paragraph 80-89)

- ◇ 今回、G-SIBs のサーチャージを充足する手法の一つとしてゴーイング・コンサーン・コンティンジェント・キャピタルが、一定の想定条件の下で長所・短所が検討され、レビューを継続することとなった。
他方、Additional Tier1 Capital の要件を満たすコンティンジェント・キャピタルのトリガー水準等、具体的条件が未だに決まらない状況が続いて

おり、銀行は Tier1 の償還があっても新たな Tier1 調達を実質不可能な状況が継続している。

Additional Tier1 Capital の要件を満たすコンティンジェント・キャピタルの具体的条件について、市中協議文書等を通じて開示を行い、遅くとも年内には不透明感を払拭することが望まれる。

以 上